

健康保険被扶養者の現況調査について

健康保険組合では、健康保険法施行規則ならびに厚生労働省からの通達に基づき、被扶養者の現況調査を適宜実施しております。つきましては、被扶養者が今年の調査対象に該当する被保険者の方に、健康保険被扶養者調査に関する書類を配布しますので、下記要領によりご協力をお願いいたします。

記

1. 調査事項 該当する被扶養者の職業・収入等の状況について
2. 調査対象 令和6年4月1日以前に認定された、続柄「配偶者」である被扶養者
ただし、以下の者を除く。
 - ・令和7年3月31日までに75歳に達する者
 - ・令和7年4月1日付で合併・再編対象となる京成健保加入事業所の者
3. 調査方法 調査対象となる方の自宅に順次「健康保険被扶養者現況調査票」を送付いたします。
書類が届きましたら、調査票に被扶養者の現況について記入し、調査対象となる被扶養者の収入が確認できる書類を添えて、提出してください。
(被扶養者の勤務先の令和6年の源泉徴収票、もしくは居住する自治体が発行する直近の(非)課税証明書等)
※年金(老齢、厚生、障害、遺族、恩給等)受給者は、さらに直近の年金額振込通知書または年金改定通知書の写し等を添えて下さい。
※参考資料として【「健康保険被扶養者現況調査(検認)」の実施について】を同封しますので、活用下さい。
4. 提出先 東京都千代田区九段南1-1-5 日本臓器製薬九段ビル5F
(株)法研 京成電鉄健康保険組合被扶養者現況調査担当 宛
5. 提出方法 提出先を記載した返信用封筒(切手不要)を送付しますので、これを用いて書類を郵送してください。(当健保組合・各事業所での受付は行いません)
6. 提出期限 令和7年4月18日(金) 必着 ※提出期限を厳守願います。
7. 問い合わせ先 株式会社法研 法研コールセンター 京成電鉄健康保険組合被扶養者現況調査専用
TEL : 0800-800-1634 (無料通話)
受付時間: 9:00~17:00 (土日祝日除く)
8. その他 ①ご提出いただいた書類は当該の被扶養者資格の確認等、健康保険業務のみに使用します。
また、書類の返却はできませんのでご了承ください。なお、ご提出いただいた書類の内容に応じ、別途追加で書類を提出していただく場合があります。
②今まで被扶養者であった方が、就職・収入超過等で被扶養者の資格を喪失している場合は、すみやかに次の手続きを実施してください。
 - ・「健康保険被扶養者(異動)届」を提出し、被扶養者削除の届出をしてください。
 - ・就職により資格を喪失している場合は、資格喪失日確認のため、「健康保険被扶養者(異動)届」の提出の際、就職先の健康保険組合で発行した「資格確認のお知らせ」のコピーを添付してください。
③提出期限までに調査書類を提出しなかった場合は、健康保険法施行規則に基づき、調査対象者に交付している被保険者の資格無効措置を行う場合があります。

以上